

防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン（素案）

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

京都府では、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年12月24日 京都府条例第42号）や、犯罪のない安心・安全なまちづくり計画に基づき、施設等における防犯性の向上による安心・安全なまちづくりを推進するにあたり、防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ機器であるといえますが、その一方で、プライバシーなどの人権が侵害されるのではないかと不安を感じる人もいます。

そこで、京都府では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラの適切な管理・運用に関するガイドラインを策定しました。

防犯カメラを設置するに当たっては、プライバシーなどの人権を十分に配慮しつつ、このガイドラインを参考にしながら適切に管理・運用していただき、犯罪のない安心・安全な京都を目指していきましょう。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、設置主体にかかわらず、次の全ての要件を満たすカメラとします。

(1) 防犯カメラの設置目的

主として犯罪の防止を目的とするカメラとします。

施設の利用状況、混雑程度の把握等を主目的とし、犯罪の防止を副次目的とする場合を含みます。

設備や装置等の管理、学術研究、報道を主目的とするカメラは対象となりません。

(2) 防犯カメラの撮影範囲

次の場所などを撮影範囲とし、不特定多数の人を撮影するカメラとします。

「道路」₁、「公園・広場」

「商店街・繁華街」₁、「地下街・駅などの自由通路」

「金融機関」₁、「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」

「劇場・映画館」₁、「スポーツ・レジャー施設」

「ホテル・旅館」

「駐車場」

「病院」

「社寺」

不特定多数の人の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などを専ら撮影している場合は対象となりません。

(3) 装置

画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスクなど画像を記録し、表示

する機能を備えたカメラとします。

画像記録機能を備えていないカメラは対象となりません。

第2 防犯カメラの管理・運用に関して配慮すべき事項

1 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては、プライバシーを侵害する恐れがあり、むやみに防犯カメラを設置すればよいというものではありません。

そこで、防犯カメラを設置・運用するに当たっては、不必要な人の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にしておくこととします。

2 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラの設置者は、府民等の皆さんにわかりやすいように、建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、設置者の名称・連絡先や防犯カメラを設置していることを表示するようにします。

個々の防犯カメラごとの設置表示を求めているものではありません。

3 防犯カメラ管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとします。

4 防犯カメラ設置者・管理責任者の責務

プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を防犯カメラの設置者と管理責任者（以下「設置者等」という。）の責務とします。

適切な画像の取扱いに努めること。

知り得た情報を漏えいしたり、不当な使用をしないこと。

なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。

管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不正な使用をしないよう必要な措置をとること。

その他、適切な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

設置者は、画像の管理を他の事業者者に委託する場合は、規程を定めるなど、委託業者に適切な管理をしてもらうこととします。

5 防犯カメラにより撮影された画像の適正管理・保管期間など

記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要となっています。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

不必要な画像の複写や加工を行わないこと。

画像を記録したビデオテープ・DVDなどは、保管庫に施錠して保管すること。

画像記録装置の取扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の立入り・使用制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。

画像の外部持ち出しを禁止すること。

< 第1案 >

画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。

金融機関など、業種によって異なりますが、既に防犯カメラを設置している事業者の保管期間は、「最大1箇月以内」に設定しているケースが多くなっています。

< 第2案 >

画像の保管期間は、原則最大1箇月以内で必要最小限度とし、不必要な画像データの保存はしないこと。

保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。

6 防犯カメラの画像の利用・提供の制限

防犯カメラで撮影された画像については、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他者への提供を禁止します。

< 第1案 >

法令に基づく場合

捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合

府民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

< 第2案 >

法令に基づく照会等を受けた場合

府民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

また、他者に画像を提供する場合には、設置者等が提供の必要性を十分に検討するとともに、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容などを記録しておくこととします。

画像から識別される特定の人が、その本人の申し出により画像を提供する場合は、他人の画像が見えないように配慮し、出来る限り応じることとします。

7 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

8 防犯カメラ管理・運用規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的・形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ管理・運用規程を定めることとします。

設置目的

設置場所、撮影範囲

管理責任者の指定、責務

画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間、消去方法

画像の利用、提供制限

苦情処理

その他必要な事項

9 個人情報保護法制の遵守

個人情報の保護に関する法律及び京都府個人情報保護条例では、特定の個人を識別できるものを個人情報として定義しており、防犯カメラにより撮影された画像についても個人情報に該当する可能性があります。

そこで、個人情報に該当する画像を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととします。

民間事業者の場合、録画された画像を、個人を特定したうえで検索可能なデータとして、過去6箇月のうちいずれかの日において、5千件を超えて保有すると、個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者となり、様々な義務を生じることになります。

10 その他

(1) ガイドラインの見直し

このガイドラインは社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しすることとします。

(2) ガイドラインの準用

このガイドラインの対象とならないカメラを設置する場合においても、不特定多数の人を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮をすることとします。

第3 おわりに

このガイドラインは、犯罪の防止など防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラの適切な管理・運用に配慮して欲しい最低限の事項を

まとめたものです。

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている皆さん方には、防犯カメラ管理・運用規程例を参考にさせていただき、必要な事項を追加するなど、それぞれの利用目的や利用形態に合わせた適切な取扱いをお願いします。

防犯カメラ管理・運用規定

防犯カメラ管理・運用規程

1 目的

この規程は、 が に設置する防犯カメラについて、犯罪の防止など防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、適切な管理・運用を行うことを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲

防犯カメラの設置場所は、 のアーケード支柱（壁面など）に設置し、当該場所の公道（自由通路など）を撮影範囲とする。

3 管理責任者の指定、責務

(1) 防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、管理責任者及び取扱者を置く。

(2) 管理責任者は、（職名など）をもって充てる。

(3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 画像から知り得た情報をみだりに漏らし、又は不当な目的のために使用しないこと。

イ 管理に従事する者により漏らしたり使用されないよう、必要な措置を講ずること。

ウ その他画像の適切な取扱いに努めること。

4 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など安全管理のため、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

(1) 保管方法

ア ビデオテープ・DVD等は保管庫に施錠して保管すること。

イ 画像を記録した機器の取扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の入室・使用制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。

ウ 画像の外部持ち出しをしない。

(2) 保管期間

(3) 消去方法

保存期間が経過した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、媒体を廃棄する場合は、破碎するなど、画像が読み取れない状態にする。

5 画像の利用、提供制限

(1) 防犯カメラで撮影された画像については、次の場合を除き、他の目的での利

用や他者への提供を禁止する。

ア
イ
ウ

(2) 画像を他者に提供する場合は、管理責任者の許可（の会において
認）を得たうえで、提供するものとする。

他者に画像を提供する場合は、管理責任者が提供の必要性を十分に検討す
とともに、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容などを記録して
おくものとする。

6 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠
実かつ迅速に対応するものとする。

7 設置表示

防犯カメラが設置されていることや設置者の名称・連絡先を、設置区域（施設）
出入口などの見やすい場所に、その旨を表示するものとする。